



Title	センター紹介 大阪大学大型計算機センターニュース No. 3
Author(s)	
Citation	大阪大学大型計算機センターニュース. 1969, 3, p. 2-3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/65121
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

◎ センター紹介

昭和44年6月11日施行規則が公布され、大型計算機センターとして正式に発足いたしました。同時にセンターでは各種規定が次のとおり整備されました。

大阪大学大型計算機センター規程

第1条 この規程は国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）に基き、大阪大学大型計算機センター（以下「センター」という。）における必要な事項を定める。

第2条 センターは大型計算機を全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第3条 センターにセンター長をおき、本学の教授をもって充てる。

2 センター長はセンターの管理運営を行なう。

3 センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4条 センターの円滑な運営を図るため、大型計算機センター運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第5条 センターに、計算処理方式の改善、開発及び研究を行なうため、研究開発部をおく。

第6条 センターに事務部をおく。

2 事務部に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年6月11日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

大阪大学大型計算機センター運営委員会規程

第1条 大阪大学大型計算機センター（以下「センター」という。）に運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

1 管理運営の基本方針に関すること。

2 年間事業計画に関すること。

3 センター長の選考に関すること。

4 教官人事に関すること。

5 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関する重要事項。

第3条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

1 大阪大学の教授又は助教授のうちから総長が命じた者若干名

2 学外の学識経験者のうちから総長が委嘱した者若干名

3 事務局長

2 前項第一号及び第二号の委員の任期は、2年とする。

第4条 委員会に委員長をおき、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

第5条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

ただし、第2条第3号及び第4号に掲げる事項については、出席委員の3分の2以上をもって決するものとする。

第6条 委員長が必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第7条 委員会に、常任委員会をおく。

2 常任委員会は、委員会委員長及び委員会委員のうちから選ばれた若干名によって組織する。

第8条 委員会は、必要に応じ専門委員会をおくことができる。

第9条 委員会に関する事務は、庶務部庶務課で行なう。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は昭和44年6月11日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

大阪大学大型計算機センター運営委員会委員 44.12.1 現在

東京大学	理学部	助教授	後藤英一
京都大学	工学部	教授	清野武
大阪市立大学	理学部	教授	島田章
関西学院大学	理学部	教授	渡辺得之助
神戸大学	教養部	教授	齊藤祐四郎
岡山大学	理学部	教授	富島康雄
大阪大学	経済学部	教授	横山保
〃	理学部	教授	田所宏行
〃	医学部	教授	阿部裕
〃	工学部	教授	尾崎弘
〃	工学部	助教授	牧之内三郎
○	基礎工学部	教授	高木修二
〃	基礎工学部	教授	藤沢俊男
〃	蛋白質研究所	教授	角戸正夫
〃	事務局長		田中喜彦

(○印は委員長)